

呉市生成A I 利用ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、本市が、業務の効率化や行政サービスの向上のため、業務において生成A I を安心して積極的に利用できる環境を整えるとともに、本市の保有する情報資産の安全な利用及び生成A I から得られた情報の適切な活用を図るために必要な事項を定めるものである。

2 定義

このガイドラインにおいて「生成A I」とは、対話形式で入力した情報に対してA I が生成した創作物を出力する約款による外部のサービスのことをいう。

3 対象とする生成A I

本市職員が業務において利用できる生成A I は、本市職員が入力した情報を学習データとして利用されないよう構成されているもの又は設定できるものに限ることとし、対象とする生成A I は行政改革デジタル推進第1課及び行政改革デジタル推進第2課により別に定めるものとする。

4 適用範囲

このガイドラインは、本市職員が業務において生成A I を利用する場合にのみ適用される。

5 生成A I を利用できる業務の範囲

生成A I を利用できる業務の範囲は、次に掲げるものとする。

なお、本市職員は生成A I を使うことが望ましい場合には、できるだけ生成A I を用いて、業務の質と効率性を高めるよう努めること。

- (1) 文章の要約、翻訳又は平易に書き改めること。
- (2) 挨拶の文章、メールに記載する文章、本市ホームページに掲載する文章等の素案を作成すること。
- (3) 文章を校正又は改善すること。
- (4) 公開されている情報や文章を表などに整理すること。
- (5) 着想を得る又はアイデアを発展させること。
- (6) エクセル・マクロ等のプログラムを作成又は修正すること。
- (7) 庁内事務手続の確認や質疑応答集の素案を作成すること。
- (8) その他、業務の効率化や行政サービスの向上に資すること。

6 利用における遵守事項

本市職員が業務において生成A I を利用しようとするときは、利用の目的及び結果の活用方法をあらかじめ明確にし、所属単位で利用状況を記録すること。

7 情報の入力における遵守事項

本市職員が生成A I に対して情報を入力する場合は、学習データへの利用の有無に関わらず、入力した情報がログとして一定期間保持されることなどから、個人情報

報、機密情報及び業務において入手した第三者への提供・公開を前提としていない情報は入力しないこと。

8 結果の取扱いにおける遵守事項

本市職員が生成A Iを通じて得られた結果（以下「生成物」という。）を業務に用いる場合は、生成A Iを用いない業務と同様に、次に掲げる事項を遵守すること。

生成物について、誤りがなく、公平性に問題がないこと、著作権など第三者の権利を侵害していないこと、第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないこと、本市が説明責任を負うことを踏まえ、生成物を業務に用いることが適当かなどを確認し、必要に応じて加筆又は修正すること。

9 利用の停止

生成A Iの利用規約の変更、新たなリスクの発生等が認められ、やむを得ない場合、行政改革デジタル推進第1課及び行政改革デジタル推進第2課は、一時的な利用の停止を決定し、その旨を職員に周知するものとする。

10 その他

このガイドラインに関する疑義及び運用に関する相談については、行政改革デジタル推進第1課及び行政改革デジタル推進第2課において対応する。

付 則

このガイドラインは、令和5年12月7日から実施する。